

インボイス制度に備えて

FAST
ACCOUNTING

Remotaを導入すべき 5つの理由

2023年から施行される「インボイス制度」と
AIテクノロジーの関係とは



2023年10月から始まるインボイス制度に向けて 経理業務のデジタル化を推進するメリットとは？

インボイス制度が2023年10月1日から導入されます。経理部門にとっては大きい制度変更となります。インボイス制度に向けて、経理業務のデジタル化推進が期待されていますが、どのようなメリットがあるのでしょうか。

Merit 1

インボイス制度（適格請求書等保存方式）による 経理業務の煩雑化へ対応ができる

2019年10月の消費増税に伴い軽減税率制度が導入され、税率ごとに区分した経理処理・申告が必要になりました。さらに、2023年10月からはインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。入力項目の増加、課税事業者と免税事業者に対して異なった経理処理が発生することが予想されます。支払業務をはじめとした経理業務の煩雑化に伴い増える定型業務をデジタル化できるように準備をしておきましょう。

Merit 2

紙文化からの脱却で、 スムーズなデジタル化の実現へ

経理業務はもともと紙が多く、人の手による作業の多い業務。まずは、紙からPDFなどの電子データでのやりとりにシフトすることで、紙文化からの脱却を目指しましょう。紙を減らしていくことで、経理業務のデジタル化をスムーズに進めることができるでしょう。また、法人であれば7年間の領収書や請求書の保存が義務付けられています。紙から電子データへシフトすることで、各営業所から本社に領収書などを送る際に必要な運搬コスト、書類の保管コストなども減らせることでしょう。

Merit 3

ロボットと人を組み合わせて リソースを効率的に活用できる

インボイス制度の導入により経理業務は煩雑化される上、少子化のため深刻な人手不足が待ち受けています。AIやRPAを活用することで、定型業務をロボットに任せ、自動化させることができます。それにより、経理部門の生産性は向上して専門性の高い人材は企業の戦略的な業務に時間を使えるようになるでしょう。昨今、ビジネスの環境変化も速く、戦略経理という言葉が注目を集めています。目まぐるしい変化が起こる現在、従来の業務だけでなく、経理部門は数字を介して経営上の戦略を立案していくことが期待されているでしょう。

Merit 4

長時間労働の是正やリモートワークの定着

コロナ感染症の拡大により、リモートワークが普及し、企業でも定着してきました。長時間労働の是正や、リモートワークなど場所などにとられない働き方が求められています。多様な働き方を受け入れるニューノーマルに対応する観点からも、デジタル化を進めることは重要です。

インボイス制度の導入により、支払業務が煩雑化し、入力作業や確認作業が増大することが予想されています。しかし、デジタル化を進める良いチャンスであると言え

るでしょう。これを機に、紙から電子インボイスに移行することで、業務効率化の向上、コスト削減、改ざん、ねつ造のリスクを回避することにもつながるでしょう。

何かと大変そうな「インボイス制度」 「電子インボイス」ってどんな制度？

インボイス制度の導入に向けて、デジタル化を推し進め、より効率的な業務フローの作成や全体的な業務の見直しを行うチャンスです。インボイス制度が始まると「何が大変になるのか」「どんな準備が必要なのか」を具体的にイメージし、早めにデジタル化に着手できるようにしましょう。

インボイス制度とは

2023年10月1日から導入されるインボイス制度。インボイス制度は別名「**適格請求書等保存方式**」とも呼ばれています。

インボイス制度は、**消費税の仕入税額控除の方式の一つ**で、適格請求書という証跡によって消費税の適正な管理をし、適正な消費税の仕入税額控除を行うことが目的です。

適格請求書（インボイス）の発行は、税務署長に申請し

て登録を受けた課税事業者である「**適格請求書発行事業者**」しか交付できません。

つまり、事業者番号が記載された適格請求書（インボイス）に記載された税額のみを**課税事業者**は控除することができますようになります。適格請求書発行事業者は、紙の適格請求書の交付に代えて、**適格請求書に係る電磁的記録（＝電子インボイス）**を提供することができます。

適格請求書を電子インボイスで発行する要件とは？

・適格請求書に係る**電磁的記録（電子インボイス）**の提供方法とは

適格請求書を交付する際は、書面の交付に代えて、適格請求書の記載事項を電磁的記録で提供することが可能（新消費税法57の4①⑤）です。電子インボイスの取引先との「提供方法」は、媒体（光ディスク等）による提供の他、以下が例示されています（インボイス通達3-2）。

- ① EDI取引における電子データの提供
- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

電子メールで適格簡易請求書を送付する場合、以下の(a)または(b)の方法で交付することとなります。

- (a) 1つの書類（1通の適格請求書）として全ての取引内容（各品名、明細等）を転記した書類を作成する。
- (b) 請求書に納品書と紐づける納品番号などを記載し、納品書と請求書の2種類の書類で適格請求書とする。

電子インボイスの保存要件とは？

電子インボイスの保存については、電子帳簿保存法施行規則第八条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）で定められています。

当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、①保存すべき場所に、②保存すべきこととなる期間、③規則第8条第1項第1号（タイムスタンプ・保存担当者情報）又は第2号（訂正削除防止の規程）の措置を行い、④法第3条第1項第4号（見読性）及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号イ（電子計算機処理システムの概要等）及び第5号（検索機能の確保）に掲げる要件に従って保存しなければならない。

❗ 自社で活用している会計システムなどが保存要件を満たすことができるかを、確認しておくとい良いでしょう。

消費税の仕入税額控除の方式における変遷

仕入れ税額控除は、2019年9月末までは「請求書等保存方式」でした。現在は、2019年10月～2023年9月末までは「区分記載請求書等保存方式」といった制度が利用されています。2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」が要件となります。

消費税の仕入税額控除の方式の変遷と記載事項

	消費税の仕入税額控除の方式	帳簿への記載事項	発行する請求書への記載事項
2019年9月末まで	請求書等保存方式	1.課税仕入れの相手方の氏名および名称 2.取引年月日 3.取引の内容 4.対価の額	1.請求書発行者の氏名または名称 2.取引年月日 3.取引内容 4.対価の額 5.請求書受領者の氏名または名称
2019年10月～ 2023年9月末まで	区分記載請求書等保存方式	上記に加え 5.軽減税率対象品目である旨	上記に加え 6.軽減税率対象品目である旨 7.税率の異なるごとに合計した税込金額
2023年10月1日以降	適格請求書等保存方式（インボイス方式） ※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業などは適格簡易請求書を交付が可能。	区分記載請求書等保存方式と同様	上記に加え ・登録番号 ・適用税率 ・税率ごとの消費税額

課税事業者と免税事業者との違いとは？ 課税事業者しか適格請求書（インボイス）を発行できない？

課税事業者とは、消費税を納める義務がある事業者のことをいいます。下記の項目に当てはまる事業者になります。

- ・売上高1,000万を超えた事業者
- ・資本金1,000万以上の事業者
- ・資本金1,000万未満でも課税事業者となる場合もある

免税事業者とは、納税義務が免除され、消費税を納める義務がない事業者のこと。課税事業者は、インボイスが発行されないと仕入れの税額を差し引くことができず、納税額が高くなります。ただし、インボイスを発行できるのは課税事業者に限られており、免税事業者はインボイスの発行はできません。免税事業者や未登録業者からの仕入れは仕入れ税額控除の対象外になるため、取引先や購入先の選定にも影響を及ぼす可能性があります。

インボイス制度で請求書や帳簿への記載はどう変わる？ 2023年10月1日以降の記載事項

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。実際に「適格請求書」により、どのような変化が請求書に起きるのか紹介します。

適格請求書

「インボイス（適格請求書）」では、「区分記載請求書」等の記載事項に加えて、「登録番号」、「税率ごとの消費税額」及び「適用税率」の記載が求められる

- ① 発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ 税率ごとに区分した**消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

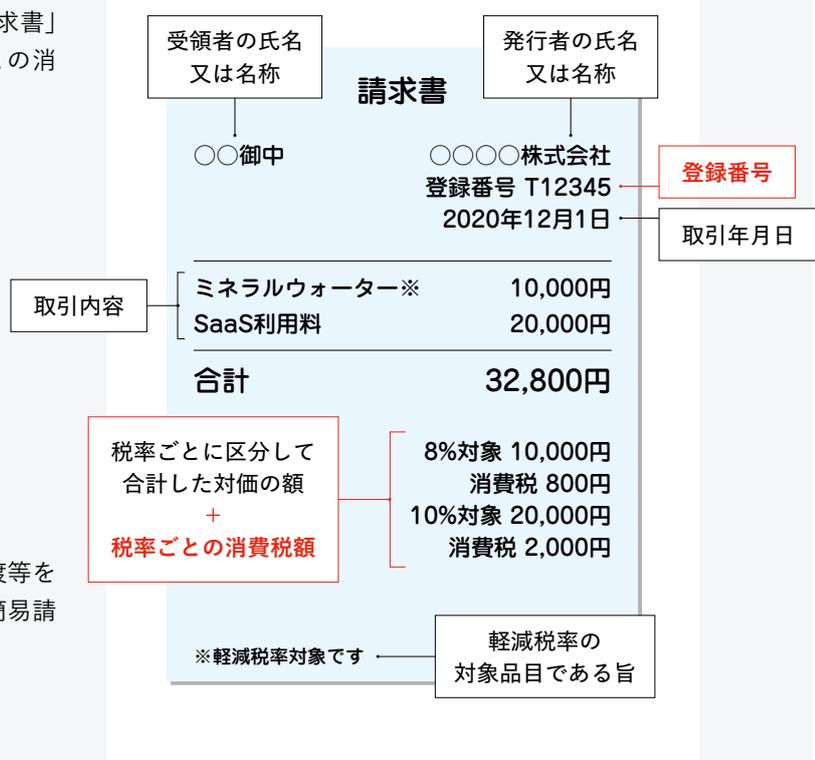
簡易適格請求書

小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業は、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

- ① 発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した**消費税額等**

出典：適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―（国税庁）

適格請求書の記載事項



メールで適格請求書を送付する条件とは？

・メールでインボイス（適格請求書）を送付する場合

インボイス（適格請求書）への記載が求められる項目は、請求書上にすべて記載する方法だけでなく、請求書と納品書に分けて記載しても構いません。電子メールで適格簡易請求書を送付する場合、以下の(a)または(b)の方法で交付することとなります。

- 1つの書類（1通の適格請求書）として全ての取引内容（各品名、明細等）を転記した書類を作成する。
- 請求書に納品書と紐づける納品番号などの記載し、納品書と請求書の2種類の書類で適格請求書とする。

❗ 電子メールでの請求書のやり取りが増えることが予想されます。請求書や納品書に記載される明細が細くなり、記入項目も増え、帳簿への転記や確認作業が増大します。

インボイス制度の導入によって起こりうる混乱

インボイス制度の導入は、適正な消費税の仕入税額控除を行うことを目的として、従来の請求書から請求書のフォーマットが変わることを中心に紹介してきました。実際に企業ではインボイス制度が導入されると、どのような影響を受けるのか説明します。

mess
1

課税事業者の登録と登録番号の発行

適格請求書等の発行は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」しか交付できません。適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは禁止されています。

mess
2

取引に関して課税事業者と免税事業者の2種類が存在してしまう

インボイス制度の導入により、経理担当者は請求書の発行会社は課税事業者なのか免税事業者なのか、受け取る請求書は「適格な請求書」なのか等を確認しなければなりません。AIを活用し、受け取った請求書を課税事業者か免税事業者かを識別できるように仕組みにしておくことで効率化が図れるでしょう。仕入税額控除の計算に使う適格請求書とそうでない請求書を手作業で分けると作業工数は増えてしまうので注意が必要です。



mess
3

適格請求書保存方式で保存する場合、帳簿もしくは会計システムへの入力項目および確認項目が増える

帳簿の記載事項、請求書等の記載事項ともに規定がされており、双方の記載事項を満たさないと仕入税額控除が否認されることになります。



mess
4

自社が発行する適格請求書フォーマットの対応や準備

インボイス制度に対応したフォーマットを準備する必要があります。自社で利用している請求書発行サービスが、インボイス制度に対応する予定があるかを確認しておくことが良いでしょう。また、電子インボイスの保存要件にも注意が必要です。自社の会計システムやストレージで保存要件を満たすことができるのかを確認しておきましょう。

mess
5

RPAやAIを使って自動化およびデジタル化を進めていた場合、フォーマットやシステムの変更に対応する必要がある

インボイス制度の導入への対応のため、会計システムのUI（ユーザーインターフェイス）などの画面や仕様の変更が起こる可能性があります。RPAを活用して経理業務を自動化している企業では、RPAのシナリオの修正を行う必要が発生するかもしれません。また、AI-OCRをすでに導入されている企業では、請求書のフォーマット変更に合わせて、位置座標の設定を変更する必要があるかもしれません。



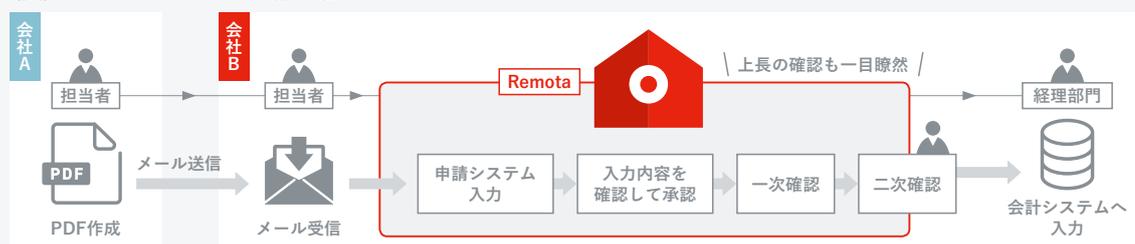
インボイス制度に備えて Remota/Robotaを導入するメリット

経理業務の入力作業と確認作業が効率化

merit
1

経理処理の不思議なことは、取引内容をPDFの請求書にして、取引先に送ります。そして、また受け取った企業では取引内容を会計システムに入力して処理を行います。もともとデータで存在する取引情報を入力して、送って、また入力して…。この入力業務に伴い、入力ミスがないかを確認する作業も発生します。Remota/Robotaを導入することで入力作業と確認作業を減らすことが可能です。大幅に経理業務の効率化をアップさせることができるでしょう。

(図) Remota + メールで請求書



インボイス制度で変更される送り手の請求書フォーマットにもスムーズに対応

merit
2

帳票系のAI-OCRの場合、あらかじめ読み取りたい文字が用紙のどこに書いてあるかを認識できるように座標設定をする必要があります。また請求書の明細が一定の形式で記載されていないと読取ることができません。インボイス制度の導入により、請求書フォーマットが変更されることが予想されます。Robota/Remotaは、深層学習 (Deep Learning) の技術を利用して文字認識精度の向上を図っています。座標設定に依存しないため、インボイス制度によるフォーマット変更にも対応が可能です。免税事業者から送られてくる請求書や簡易適格請求書などは項目も異なります。項目やフォーマットの違いに対しても、深層学習 (Deep Learning) により学習できるRemota/Robotaであれば、貴社で手間をかけずに読み取ることができるでしょう。

D2Dの普及に対してスムーズな対応

merit
3

インボイス制度が導入されると、請求書のデータでのやりとりや保存は加速するでしょう。今までに紙文化から脱却できずにいた経理部門でも、デジタル化が進みます。Remotaはメールで送られてきたPDFの請求書をテキスト化し、仕訳をしたデータをCSVで出力したり、APIで連携することで会計システムに入力することができます。

A2DとD2Dの混在にも対応、二重払いの防止など

merit
4

A2DとD2Dの混在で、発生しがちになる二重払いも対策は万全に。Remota/Robotaに搭載されたAIにより、重複申請もチェックすることができます。

システムの変更にも柔軟に対応できる

merit
5

会計システムおよび販売管理システムもインボイス制度に対応するため、システムのマイナーチェンジを行う可能性があります。RPAなどで自動化している場合もシナリオの変更の可能性があります。Remota/RobotaではUiPathとBluePrismとはAPI連携のモジュールもご用意してあります。また、その他のRPAベンダーとも、CSVでシームレスに会計やERPシステムに連携することが可能です。

導入前の流れ

導入に関するご相談を承ります。



担当コンサルタントがヒアリング

導入前に、担当コンサルタントが現状のヒアリングを行います。経理業務の中で、抱えている課題やコストがかかっている業務を確認させていただきます。まずはお気軽にご相談ください。



既存の業務フローの確認

既存の業務フローをヒアリングさせていただきます。どのフローを改善すれば業務効率化が図れるのか、問題点を一緒に探していきましょう。



業務効率化のご提案

現状の経理業務フローで「誰が」「どのくらいの時間」「何に関わっているのか」を計算します。そこから、Remota/Robotaの導入により、どれくらいの業務を効率化できるの算出いたします。これまでに、Remota/Robotaの導入で業務時間を3分の1に削減してきた実績があります。負担業務を減らし、業務効率化を目指しましょう。

会社概要

FAST ACCOUNTING



ファーストアカウンティング株式会社

「経理、その先へ」

代表取締役社長：森 啓太郎

設立：2016年6月

住所：〒105-0013

東京都港区浜松町1-6-15 VORT浜松町1 3階

従業員数：94名

主要業務内容：AIによる会計支援業務

独自のAI-OCR技術で紙証憑をデジタル化し、経理の負担を軽減し、貴社の生産性向上を支援いたします。



Remota